

告示

埼玉県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
特別養護老人ホーム杏子苑	秩父市寺尾三九〇〇一	介護予防短期入所生活介護	令和六年三月三十一日
アイン薬局 北本店	北本市二ツ家二一三九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和七年一月三十一日
共創未来 狭山ヶ丘薬局	所沢市東狭山ヶ丘五二七三九一六	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和七年二月八日